

岐阜県警察訓令第 10 号

各警察署長

岐阜県警察鉄道警察隊の運用に関する訓令を次のように定める。

平成 21 年 3 月 31 日

岐阜県警察本部長 井 口 齊

岐阜県警察鉄道警察隊の運用に関する訓令

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和 62 年国家公安委員会規則第 3 号）及び移動警察規則（昭和 29 年国家公安委員会規則第 17 号）に基づき、岐阜県警察鉄道警察隊（以下「隊」という。）の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 隊の運用については、岐阜県警察組織規則（昭和 63 年岐阜県公安委員会規則第 1 号）及び岐阜県警察の組織の細目等に関する訓令（昭和 44 年岐阜県警察訓令第 4 号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(組織)

第 3 条 隊に隊長を置き、地域課に勤務する警視をもって充てる。

2 隊に隊員を置き、必要な警部以下の警察官をもって組織する。

(名称及び位置)

第 4 条 隊に警察官連絡所及び分駐隊を置き、その名称及び位置は次表のとおりとする。

名 称	位 置	備 考
岐阜県警察鉄道警察隊岐阜駅警察官連絡所	岐阜市橋本町	
岐阜県警察鉄道警察隊岐阜羽島駅警察官連絡所	羽島市福寿町平方	
岐阜県警察鉄道警察隊岐阜分駐隊	岐阜市美江寺町	岐阜中警察署に設置
岐阜県警察鉄道警察隊岐阜羽島分駐隊	岐阜市柳津町	岐阜羽島警察署に設置
岐阜県警察鉄道警察隊大垣分駐隊	大垣市江崎町	大垣警察署に設置
岐阜県警察鉄道警察隊多治見分駐隊	多治見市宝町	多治見警察署に設置
岐阜県警察鉄道警察隊高山分駐隊	高山市花岡町	高山警察署に設置

(任務及び事務)

第 5 条 隊は、鉄道施設及びその周辺（以下「鉄道施設等」という。）において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

2 隊は、前項の任務を遂行するため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 鉄道施設等における警らに関すること。
- (2) 鉄道施設等における犯罪の捜査及び検挙に関すること。
- (3) 線路、運転保安施設その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。
- (4) 鉄道施設等における雑踏警備の実施に関すること。
- (5) 列車への警乗に関すること。
- (6) 列車による現金その他の物品の輸送警備の実施に関すること。
- (7) 列車による危険物輸送の取締りの実施に関すること。
- (8) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。
- (9) 鉄道事業者その他の関係団体、機関等（以下「鉄道事業者等」という。）との連絡に関すること。
- (10) 鉄道警察の運用に必要な統計及び企画に関すること。

- (11) 警察本部長（以下「本部長」という。）が特に命ずること。
- (12) その他鉄道施設等における事件・事故の防止に関すること。

#### （活動区域）

**第6条** 隊の活動区域は、県内全域とする。ただし、分駐隊の活動重点区域は別表のとおりとする。

#### （連絡協調）

**第7条** 隊長は、警察本部の各課（隊、所）長及び鉄道沿線を管轄する警察署長（以下「関係所属長」という。）と常に緊密な連携を保ち、隊の機能が最高度に発揮できるよう努めなければならない。

- 2 隊長は、鉄道施設における警察活動の運用の適正を期するため、警察庁、管区警察局、関係都道府県警察の鉄道警察隊長及び鉄道事業者等と常に緊密な連携を保つものとする。
- 3 隊長は、前項の目的を達成するため、連絡主任者を指名しなければならない。

#### （車両及び資機材の管理）

**第8条** 隊長は、車両、資機材等を適正に管理し、かつ、その効果的な運用を図らなければならない。

#### （服装）

**第9条** 隊員の服装は制服とし、警察庁長官の定める標章を制服の左襟に着けるものとする。

- 2 隊長は、前項の規定にかかわらず、捜査等に従事するため特に指定した隊員については、私服又は活動に適した服装で勤務させることができる。
- 3 前2項の規定のほか、必要な事項は隊長が別に定めることとする。

### 第2章 隊の運用

#### 第1節 勤務

##### （勤務制）

**第10条** 隊長の勤務制は、岐阜県警察職員の勤務時間等に関する訓令（平成4年岐阜県警察訓令第10号。以下「勤務時間訓令」という。）第3条に定める日勤制通常勤務を適用する。

- 2 隊員の勤務制は、原則として勤務時間訓令第4条第1項第1号に定める日勤制毎日勤務を適用し、勤務日における隊員の勤務方法及び勤務方法ごとの勤務時間の割り振りその他の事項は、隊長が別に定める。
- 3 隊長は、前項の定めにかかわらず、特に必要があるときは隊員の勤務制を変更することができる。

#### 第2節 運用

##### （活動計画）

**第11条** 隊長は、隊の活動を効率的に運用するため、次の各号を内容とする月間活動計画を定め、本部長に報告するとともに、関係所属長に通知するものとする。

- (1) 勤務の重点
- (2) 隊員の勤務指定
- (3) 列車警乗計画
- (4) その他勤務に必要な事項

##### （勤務日の活動重点の指示）

**第12条** 隊長は、勤務日における活動重点及び活動方法、その他必要な事項を隊員に指示しなければならない。

##### （活動状況の報告）

**第13条** 隊員は、勤務日における活動結果を隊長に報告しなければならない。

- 2 隊員は、前月分の活動結果を、毎月5日までに隊長に報告しなければならない。
- 3 隊長は、前月分の隊の活動結果を、毎月10日までに本部長に報告しなければならない。

#### 第3節 勤務の方法

##### （通常基本勤務）

**第14条** 隊員の勤務方法は、警ら、警戒警備、警乗、在所、立番及び見張（以下「通常基本勤務」という。）により行うものとする。

##### （特別勤務）

**第15条** 隊長は、第5条第1項に定める任務を達成するため、前条以外の特別な活動を行う勤務

(以下「特別勤務」という。)に従事させることができる。

- 2 隊長は、隊員を特別勤務に従事させるに当たっては、通常基本勤務を通じた活動への影響を最小限にするよう留意しなければならない。

#### (その他の勤務)

**第16条** 隊長は、必要があると認めるときは、隊員を前2条に規定する勤務以外の勤務(以下「その他の勤務」という。)に従事させることができる。

- 2 隊長は、隊員をその他の勤務に従事させるに当たっては、その期間、人員等に留意し、必要最小限度にとどめなければならない。

### 第4節 隊の活動

#### (警ら、警戒警備)

**第17条** 隊長は、列車の運行状況、列車利用者の乗降状況、事件・事故の発生状況及び鉄道施設等の実態に応じた適切な活動計画を立てるとともに、関係所属長と連携の上、効率的な警ら、警戒警備活動の実施に努めなければならない。

#### (列車警乗)

**第18条** 警乗は、警察庁が指定する行路及び本部長が指定する行路について実施するものとする。

- 2 隊長は、必要により、前項に規定する指定された行路以外の警乗を実施させることができる。

### 第5節 事件・事故等の取扱い

#### (事件・事故等の処理及び引継ぎ)

**第19条** 隊は、鉄道施設等における事件・事故等の処理に当たっては、負傷者の救護、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等の現場における初動的な措置を行った後、その処理を当該事件・事故等の発生地を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

- 2 隊員が列車警乗中に取り扱った事件・事故等は、原則として、列車の進行方向における最寄りの停車駅を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

#### (協議)

**第20条** 隊長は、鉄道施設等における事件・事故等を認知した場合において、発生地が遠隔地、逮捕事件、被疑者・関係者多数、内容が複雑等の理由により、前条により難しい場合については、当該事件・事故等に関する警察署長又は当該事件・事故等を所掌する警察本部の課長(以下「関係警察署長等」という。)と協議するものとする。

- 2 警察署長は、管内の鉄道施設における事件・事故等を認知したときは、必要な措置について隊長と協議するものとする。
- 3 前2項の協議により隊長及び関係警察署長等は、速やかに必要な措置を行うものとする。

#### (援助要請)

**第21条** 隊長は、特に必要があると認めるときは、関係所属長に対し応援を要請することができる。

#### (通報)

**第22条** 警察署長は、管内の鉄道施設における事件・事故等を取扱った場合は、隊長に対し事案の発生日時、場所及び事案の概要並びに処理状況、その他必要な事項を通報するものとする。

#### (情報の連絡)

**第23条** 隊長は、警ら、警戒警備、列車警乗等を通じて入手した情報のうち必要のあるものは、関係所属長に連絡又は通報しなければならない。

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 岐阜県警察鉄道警察隊運営に関する訓令(昭和62年岐阜県警察訓令第3号)は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）  
活動重点区域

名 称	活 動 重 点 区 域
岐 阜 分 駐 隊	東海旅客鉄道株式会社岐阜駅及び名古屋鉄道株式会社岐阜駅の鉄道施設等とし、隊と連携の上、活動するものとする。
岐阜羽島分駐隊	東海旅客鉄道株式会社岐阜羽島駅及び名古屋鉄道株式会社新羽島駅の鉄道施設等とし、隊と連携の上、活動するものとする。
大 垣 分 駐 隊	東海旅客鉄道株式会社大垣駅、大垣電車区の鉄道施設等
多 治 見 分 駐 隊	東海旅客鉄道株式会社多治見駅の鉄道施設等
高 山 分 駐 隊	東海旅客鉄道株式会社高山駅の鉄道施設等